

令和7年1月1日から

# 電子申請が義務化されます

## 電子申請とは・・・

各種届出等の行政手続きを、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンなどの電子機器から行うもの。

- ・ 監督署の窓口に出向く必要がなく、時間や場所にとらわれずに申請が可能
- ・ パソコンやタブレット上だけで手続きが可能であるため、無駄な時間やコストの削減



## 電子申請が義務化される手続き一覧

- 労働者死傷病報告（様式第23号、様式24号）
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医選任報告（様式第3号）
- 定期健康診断結果報告書（様式第6号）
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）
- 有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）
- じん肺健康管理実施状況報告（様式第8号）

※その他の各種手続きも「e-Gov 電子申請」サイトより電子申請が可能です。

## 電子申請のご利用方法

詳細はこちら

イーガブ 電子申請

検索

①「帳票入力支援サービス」又は「e-Gov 電子申請」サイトにアクセス  
※「帳票入力支援サービス」については裏面をご確認ください

②e-Gov アカウントでログイン  
(アカウントをお持ちでない方は事前にアカウント登録が必要です。)

③作成する報告書を選択し、入力・申請を行う

## 入力支援サービスを活用した届出について

厚生労働省ポータルサイトの「帳票入力支援サービス」を活用すると、届出の作成から申請までを1つのサイトで可能です。

(※申請にはe-Govアカウント、GビズID、またはMicrosoftアカウントが必要です。)

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

本サービスについて サービス利用方法 よくあるご質問 お知らせ アンケート

### 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用する方はこちら)

入力支援サービスはこちらから  
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>

入力支援サービスの利用手順についてはこちら  
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/category/manual.html>

労働安全衛生法 入力支援サービス 検索

## 労働者死傷病報告の報告事項の改正

労働者が労働災害等により死亡または休業した場合に提出する労働者死傷病報告(電子申請の場合)について、届出様式が改正されました。

### 変更内容

- 事業の種類
  - 被災者の職種
  - 傷病名及び傷病部位
  - 国籍・地域及び在留資格
- 選択項目から選んで記入
- 災害発生状況及び原因 → 記入欄の細分化

労働者死傷病報告の改正についてはこちらをご確認ください



### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切創  
傷病部位: 頭部>鼻
- ④災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。